

件名	松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	なし
改正対象	松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年松前町条例第 3 号）
根拠法令等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号。以下「改正省令」という。）
改正理由	令和 3 年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、改正省令第 6 条により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、次の改正を行う。
改正の主な内容	<p><b>1 介護予防認知症対応型通所介護</b></p> <p>(1) 管理者の配置基準の緩和</p> <p>(2) 地域と連携した災害への対応の強化</p> <p>(3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p><b>2 介護予防小規模多機能型居宅介護</b></p> <p>(1) 人員配置基準の見直し</p> <p>(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p><b>3 介護予防認知症対応型共同生活介護</b></p> <p>(1) ユニット数の弾力化及びサテライト型事業所の基準の創設</p> <p>(2) 夜勤職員体制の見直し</p> <p>(3) 外部評価に係る運営推進会議の活用</p> <p>(4) 計画作成担当者の配置基準の緩和</p> <p>(5) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p><b>4 全サービス共通</b></p> <p>(1) 感染症対策の強化</p> <p>(2) 業務継続に向けた取組の強化</p> <p>(3) ハラスメント対策の強化</p> <p>(4) 会議や多職種連携における ICT の活用</p> <p>(5) 利用者への説明・同意等に係る見直し</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 記録の保存等に係る見直し</li> <li>(7) 運営規程等の掲示に係る見直し</li> <li>(8) 高齢者虐待防止の推進</li> <li>(9) 介護保険等関連情報を活用しながら、介護サービスの質の評価を行い、質の高いサービスの提供を推進</li> </ul>
施行日	令和3年4月1日
【その他参考事項】	